

別表第1(第4条関係)

基準	取扱について
面積基準	<p>規則第8条の「(居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあっては、18平方メートル)」の取扱いを次のとおりとする。</p> <p>共同利用部分は入居者が常時自由に使用できるものとする。また、その他の居住の用に供する部分とは、収納設備及び各居住部分にない設備を共同利用する場合の室(浴室、脱衣室、洗濯室)をいう。</p> <p>(1) 十分な面積を有する場合とは、共同利用部分の床面積の合計が、25平方メートルから各居住部分の床面積を減じた面積の合計以上であり、かつ、次に掲げる基準を満たすこととする。</p> <p>(2) なお、床面積の算定方法は建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによることとし、給排水管等のためのパイプスペース等、住戸の専用部分に該当しない部分の面積は除くものとする。</p> <p>ア 共同利用部分に設ける設備の面積は、それぞれ別表第2に掲げる面積以上とする。ただし、設備用途を一体化する場合は合算することができる。</p> <p>イ 居間、食堂を共同利用とする場合は入居者全員が利用できる形状とする。</p> <p>ウ 事業者など居住者以外の者と共同利用するおそれのある部分並びに各住戸出入口から建物玄関及びその他居住の用に供する部分までの経路(1.4メートルの有効幅員を確保すること)は共同利用部分に含まない。</p>
設備基準	<p>規則第9条の「共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」の取扱いを次のとおりとする。</p> <p>(1) 収納設備を共用部分に備える場合は、入居者全員の所持品を戸別に収納できるものとし、必要に応じ施錠できるものとする。</p> <p>(2) 浴室を共用部分に備える場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア 居住部分のある階ごとに設置すること。ただし、車椅子での移動が容易で利用しやすい位置にある場合は、この限りでない。</p> <p>イ 個別浴室は必ず、1以上設けること。</p> <p>ウ 複数の人数により利用が可能な共同浴室(浴室及び洗い場を有するもの)を備える場合は、男女別に浴室を設置することとし、浴場内の動線に配慮し安全な計画とする。</p> <p>(3) 台所設備を共用部分に備える場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア 居住部分のある階ごとに設置すること。ただし、車椅子での移動が容易で利用しやすい位置にある場合は、この限りでない。</p> <p>イ 事業者が食事を提供する場合に使用する厨房は、入居者用の台所として扱わない。</p>
その他	廊下の有効幅員は片廊下の場合1.4メートル以上、中廊下の場合1.8メートル以上とすること。

別表第2(第4条関係)

設 備 名	共 用 部 分 に 設 置 す る 場 合 の 基 準 面 積
居 間 ・ 食 堂	2.5平方メートル／人 *1
台 所	2.7平方メートル／戸
浴 室 ・ 脱 衣 室	2.3平方メートル／人 *2
洗 濯 室	0.9平方メートル／戸
収 納 設 備	2.0平方メートル／人

人は全入居者数, 戸は全戸数のうち, 25平方メートル以下の居住部分の人数, 戸数を示す。

*1 居間又は, 食堂を単独で設ける場合は, 基準面積の1/2以上とする。

*2 浴室と脱衣室は一体に配置する。

別表第3(第4条関係)

設 備 名	用 語 の 解 説
居 間 ・ 食 堂	居間にあつてはソファ・椅子など、食堂又は居間兼食堂にあつてはテーブル・椅子などの家具について入居者全員分の数を備えたもの。
台 所	蛇口やシンク、ガスコンロ又は電磁調理器及び調理台など、一般的な炊事を行うことが可能な調理設備を備えたもの。
浴 室 ・ 脱 衣 室	浴槽、洗い場及びシャワーなどを有するものであり、室外からのプライバシーが確保されたもの。
洗 濯 室	洗濯用機器及び、洗濯に必要な給排水などの設備を有するものであり、入居者が専用に利用するためのもの。(事業者がサービス用に使用するものは含まない)
収 納 設 備	押し入れ、クローゼットなど入居者の私物(衣類など)を保管するために建物と一体で整備されるもの。
水 洗 便 所	腰掛式など、身体の不自由な者が使用するのに適したもの。
洗 面 設 備	蛇口や化粧鏡、据付型洗面器などを備えたもの。
同 等 以 上 の 居 住 環 境 が 確 保 さ れ る 場 合	各住戸出入口から共同利用の台所、収納設備及び浴室の各出入口までの水平移動距離は50メートル以内とし、経路は全て屋内とすること。ただし、職員による歩行補助、見回り等の配慮がされている場合は100メートルを限度に状況に応じて緩和できる。

別表第4(第4条関係)

二人部屋の場合の面積	
①規則第8条に定める各居住部分の床面積(25㎡)は1人が居住する場合の床面積とし2人以上の居住を想定している各居住部分については次の計算式により求めた面積とすること。	
床面積	$10\text{ m}^2 \times \text{居住人数} + 10\text{ m}^2$
②規則第8条括弧書きに定める床面積(18㎡)は1人が居住する場合の床面積とし2人以上の居住を想定している各居住部分については次の計算式により求めた面積とすること。	
床面積	上記①の面積 - 7㎡